

### 商品先物市場の仕組み 前編

9月下旬、NY金が史上初の1,300ドル/トロイオンス台に突入。連日の最高値更新となり、注目が集まっています。そこで、今回から3回にわけて商品先物市場について紹介します。

#### 商品先物取引の特徴

商品先物取引には、主に以下4点のような特徴があります。

##### 1. 取引所取引である

商品先物取引は、経済産業省と農林水産省の二省管轄のもと、商品取引所法に基づいて商品取引所において売買が行われます。10月現在、国内には、東京工業品取引所をはじめ4つの商品取引所があり、金やガソリン、大豆など延べ32商品が上場されています。

##### 2. 資金効率が良い

商品先物取引は、総取引金額の3~10%程度の「証拠金」という少額の資金で取引が可能です。そのため、非常に資金効率が良い取引といえます。具体例でみてみましょう。

例1) 金の価格上昇を予想し3,200円/gで金先物を1,000g買い、その後、3,700円/gに上昇した時に決済。必要な証拠金は12万円(1)とする。

1 証拠金は平成22年10月現在。実際に取引する際には、委託手数料と委託手数料に係る消費税が必要。

この時、利益は、 $(3,700円 - 3,200円) \times 1,000g = 50万円$ 。金の現物1,000gを使って同様の利益を期待する場合、最初に320万円余りの資金が必要となります。一方、商品先物取引であれば、当初必要な資金は証拠金12万円です。

逆に、予想に反して価格が下落し、損失となった場合はどうなるのでしょうか？

例2) 金の価格上昇を予想し3,700円/gで金先物を1,000g買い、その後、3,200円/gに下落した時に損失覚悟で決済。必要な証拠金は12万円(1)とする。

損失は、 $(3,200円 - 3,700円) \times 1,000g = -50万円$ 。38万円の資金不足になってしまいます。当初必要な資金は12万円と少額でも、動かしている資金は金1,000g分。それに伴う損益が発生するため、証拠金に比して利益も大きくなる半面、損失も大きくなります。当初資金を上回る損失となることもあるため注意が必要です。そのため、証拠金の半額を上回る含み損失が発生した場合、含み損失分の資金を追加預託 取引を決済のいずれかを選択しなければならない、というルールがあります。

##### 3. 売りからも取引できる

商品先物取引は、今後、価格が上昇すると思った時には「買い」から、価格が下落すると思った時には「売り」から取引をスタートさせることが可能です。

そもそも商品先物取引とは「ある一定の商品を一定数量、予め定められた価格で将来の一定時期に受け渡す」契約のことをいいます。加えて、その将来の期限が来る前までであれば、その契約と反対の売買を行い、売値と買値の差額を受け渡しすることにより取引を終了させることができる、という特徴があります。(図1参照)つまり、「買う」契約をした場合は将来の期限までに代金を、「売る」契約をした場合は将来の期限までにモノを用意すればいいのです。現時点ではモノも代金も必要ないため、売りからも取引できるのです。

以上から決済方法は、期日に代金とモノを授受する「受渡決済(2)」と、買ったものは転売し、売ったものは買い戻す「差金決済」があります。受渡決済できない商品もある。

#### 4. 決済期限がある

商品先物取引には決済期限があります(3)。この期限が属する月を「限月(げんげつ)」と呼び、限月毎に値決めが行われます。(図2参照) 3 決済期限が事実上ない商品もある。

今回は、商品先物市場の機能について紹介します。

<< 著者プロフィール >

### 三次 理加 氏

CFPR認定者。95年、商品先物老舗のカネツ商事(株)に入社、08年9月退職。06年月から09年3月までの3年間、『夕刊フジ』にコラムを連載。06年9月から09年3月までBS ジャパン(日経CNBC)「マーケットウィナーズ」に商品市況コメンテーターとして準ゲスト出演、現在はラジオNIKKEI 第1「ファイナンシャルBOX」に商品市況コメンテーターとして出演するほか、『証券新報』にコラムを連載中。著書に『ネットで簡単! リカがやさしく教える商品先物 超入門』(柏書房)、『入門 商品投資のすゝめ』(同盟出版サービス)がある。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488